

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日に
おき、
翌日
の翌日)

目 次

◇ 告 示 保険薬剤師の登録

土地改良事業計画の適否の決定(二件)

基本測量の終了

◇ 選管告示 鳥取県選挙管理委員の補欠

選挙管理委員会の招集

◇ 教委告示 鳥取県指定史跡の指定の解除

告 示

鳥取県告示第五十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する改令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山本 紀美子	鳥薬第四七六号	昭和五十六年十二月七日

鳥取県告示第六十号

昭和五十六年九月三十日付けで岸本町から申請のあつた土地改良(大寺地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年一月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年一月二十三日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十一号

昭和五十六年十二月二十五日付けで溝口町から申請のあつた土地改良（

山根田地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたと

で、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項

において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年一月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年一月二十三日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十二号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づ

き、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年一月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量(国土調査基準点測量及び確定測量基準点測量)

二 作業地域

智頭町、東伯町、大栄町、北条町、岸本町、会見町、溝口町及び江府

町

三 終了年月日

昭和五十六年十二月二十三日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

昭和五十七年一月十八日鳥取県選挙管理委員に欠員が生じたので、地方

自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十二条第三項の規定により、次の者を鳥取県選挙管理委員に補欠した。

昭和五十七年一月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長職務代理者 田 中 梅 蔵

住所 境港市花町八番地

氏名 面谷規夫

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

昭和五十七年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十七年一月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長職務代理者 田 中 梅 蔵

一日時 昭和五十七年一月二十五日(月)午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 鳥取県選挙管理委員会委員長の選挙について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第三十一条第二項の規定に基づき、次の鳥取県指定史跡の指定は解除された。

昭和五十七年一月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

鳥取池田家墓地	名 称
岩美郡国府町大字奥谷及び大字宮下地内	所 在 地

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥 取 県 【定価一部一箇月千二百円（送料を含む。）】